

北上地区消防組合告示 4 号

北上地区消防組合防火対象物防火基準適合表示制度実施要綱を次のように定める。

平成26年 3 月13日

北上地区消防組合消防本部
消防長 鈴木 和 夫

北上地区消防組合防火対象物防火基準適合表示制度実施要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、「防火対象物に係る表示制度の実施について」(平成25年10月31日付け消防予第418号消防庁次長通知)に基づく表示制度の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(表示対象物)

第 2 条 防火・防災管理上の表示基準に適合している旨の表示(以下「表示」という。)をする対象物は、ホテル・旅館等(消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第一(5)項イ及び同表(16)項イに掲げる防火対象物のうち同表(5)項イの用途に供する部分を有するもの。以下同じ。)で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項又は第8条の2第1項の適用があるもの。
- (2) 防火対象物の地階を除く階数が3以上のもの。

(表示基準及び審査)

第 3 条 表示基準は別記のとおりとする。

- 2 表示基準の審査は、別記表示基準の点検項目について、防火対象物に係る表示制度の実施細目等(平成25年10月31日付け消防予第419号消防庁予防課長通知)を参照し、別添判定基準により適合状況を判定するものとする。
- 3 表示基準の審査は、必要に応じて現地確認を実施するものとする。

(表示マークの交付)

第 4 条 消防長は、表示基準に適合している表示対象物に対し、表示マークを交付する。

- 2 表示マークの交付を受けようとするホテル・旅館等の関係者(以下「関係者」という。)は、表示マーク交付申請書(様式第1号)により、消防長に申請を行うものとする。
- 3 消防長は、前項の申請を受理したときは前条の規定による審査を行い、その申請に係る防火対象物が表示基準に適合していると認める場合にはその旨を表示基準

適合通知書（様式第2号）により当該関係者に対し通知するとともに、別図に定める表示マーク（銀）を交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合における表示マークは、別に定める表示マーク（金）とする。

- (1) 申請時において表示マーク（銀）が3年間継続して交付されているホテル・旅館等
- (2) 申請時において表示マーク（金）が交付されているホテル・旅館等であり、当該表示マーク（金）の交付から3年が経過する前に申請されたものであること。

4 関係者は、前項の規定により表示マークを受領したときは、表示マーク受領書（様式第4号）を消防長に提出するとともに、表示マークの交付に伴う遵守事項を誠実に履行するものとする。

5 消防長は、第2項の申請に係る防火対象物が表示基準に適合していないと認める場合は、表示基準不適合通知書（様式第3号）によりその旨を関係者に通知するものとする。

（表示マークの掲出）

第5条 表示マークの交付を受けた関係者は、当該防火対象物に表示マークを掲出するものとする。

（表示マークの有効期間）

第6条 表示マークの有効期間は、次のとおりとする。

- (1) 表示マーク（銀） 交付から1年間
- (2) 表示マーク（金） 交付から3年間

（表示マークの返還）

第7条 消防長は、表示マークの交付を受けた防火対象物が次のいずれかに該当することとなった場合には、表示マーク返還請求書（様式第5号）により関係者に表示マークの返還を請求するものとする。

- (1) 表示マークの有効期間が満了した場合
- (2) 表示マークが交付されている防火対象物において表示基準に適合しないことが明らかとなった場合
- (3) 表示マークが交付されている防火対象物において火災が発生し、表示基準への適合性の調査の結果、不適合であることが確認された場合
- (4) ホームページ等への表示マークの使用に際して配布された表示マークの電子データを無断で転用した場合
- (5) その他当該防火対象物が表示マークの交付を受けた防火対象物として不適當であると消防長が認めた場合

（表示マークの再交付）

第8条 前条の規定により表示マークを返還させた防火対象物について、その関係者から表示マークの交付について再申請され、再審査において表示基準に適合してい

ると認められる場合には、返還前の表示マークの種別に関係なく表示マーク（銀）を再交付するものとする。

（表示制度対象外施設）

第9条 第2条の表示をする対象物とならない2階以下又は収容人員30人未満のホテル・旅館等の関係者から、表示制度対象外施設申請書（様式第6号）により、表示制度対象外施設であることの通知の交付申請があった場合、消防長は、当該対象物が表示基準に適合していることを確認した上で、表示制度対象外施設通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、防火対象物に係る表示制度の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

表示基準

1 点検項目

表示に当たっての点検項目は、次に掲げる項目とする。

| 点検項目 | |
|-----------|--------------------------|
| 防火管理 等 | 防火対象物の点検及び報告 |
| | 防火管理者等の届出 |
| | 自衛消防組織の届出 |
| | 防火管理に係る消防計画 |
| | 統括防火管理者等の届出 |
| | 防火・避難施設等 |
| | 防災対象物品の使用 |
| | 圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出 |
| | 火気使用設備・器具 |
| | 少量危険物・指定可燃物 |
| 防災管理 | 防災管理対象物の点検及び報告 |
| | 防災管理者等の届出 |
| | 防災管理に係る消防計画 |
| | 統括防災管理者等の届出 |
| 消防用設備等 | 消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置及び維持等 |
| | 消防用設備等の点検報告 |
| 危険物施設等 | |
| 建築構造 | 定期調査報告 |
| | 建築構造等（建築構造・防火区画・階段） |
| | 避難施設等 |

2 判定基準

別添「判定基準」により適合状況を判定する。

判定基準

次に掲げる事項のうち該当するものについて、消防法に基づく各種届出、建築基準法に基づく届出、市町村条例に基づく届出等により確認し、適合状況を判定するものとする。

なお、各種届出等により適合状況を判定することが難しい事項については、消防本部等において既に把握している情報（査察台帳等）を活用するほか、必要に応じて現地確認を実施することにより判定することとする。

1 防火管理等

(1) 防火対象物の点検及び報告

消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 8 条の 2 の 2 の規定により点検及び報告が行われていること。又は、法第 8 条の 2 の 3 の規定により点検及び報告の特例の認定がされていること。なお、その管理について権原が分かれている防火対象物については、各管理権原者が提出している届出等の内容を確認すること。

(2) 防火管理者等の届出

消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）第 3 条第 1 項及び第 3 条の 2 第 1 項の規定により、防火管理者選任（解任）の届出、防火管理に係る消防計画の作成（変更）の届出がされていること。

(3) 自衛消防組織の届出

消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 4 条の 2 の 4 に規定する防火対象物にあっては、法第 8 条の 2 の 5 第 2 項に規定する自衛消防組織設置（変更）の届出がされていること。

(4) 防火管理に係る消防計画

防火管理に係る消防計画に基づき、次に掲げる事項が適切に行われていること。

- ① 自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項
- ② 防火対象物についての火災予防上の自主検査及び当該自主検査の結果に基づく措置に関する事項
- ③ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備並びに当該点検の結果に基づく措置に関する事項
- ④ 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に関する事項
- ⑤ 防火上の構造の点検及び維持管理に関する事項
- ⑥ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項
- ⑦ 防火管理上必要な教育に関する事項
- ⑧ 消火、通報及び避難の訓練の実施に関する事項
- ⑨ 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事項

- ⑩ 防火管理について消防機関との連絡に関する事項
- ⑪ 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督に関する事項
- ⑫ ①から⑪に掲げるもののほか、防火管理に関し必要な事項
- ⑬ 令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。⑭において同じ。）にあっては、次に掲げる事項
 - ア 火災の初期の段階における消火活動、消防機関への通報、在館者が避難する際の誘導その他の火災の被害の軽減のために必要な業務として自衛消防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
 - イ 自衛消防組織の要員に対する教育及び訓練に関する事項
 - ウ その他自衛消防組織の業務に関し必要な事項
- ⑭ 令第4条の2の5第2項の規定により、令第4条の2の4の防火対象物につき、その管理について権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合にあっては、次に掲げる事項
 - ア 自衛消防組織に関する協議会の設置及び運営に関する事項
 - イ 自衛消防組織の統括管理者の選任に関する事項
 - ウ 自衛消防組織が業務を行う防火対象物の範囲に関する事項
 - エ その他自衛消防組織の運営に関し必要な事項
- ⑮ 防火管理上必要な業務の一部が防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）及び関係者に雇用されている者（当該防火対象物で勤務している者に限る。）以外の者に委託されている防火対象物にあっては、防火管理上必要な業務の受託者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法に関する事項
- ⑯ その管理について権原が分かれている防火対象物にあっては、当該防火対象物の当該権原の範囲に関する事項
- ⑰ 規則第3条第4項に規定する強化地域（以下「強化地域」という。）に所在する防火対象物にあっては、次に掲げる事項
 - ア 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第2条第13号に規定する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合における自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項
 - イ 大規模地震対策特別措置法第2条第3号に規定する地震予知情報及び警戒宣言の伝達方法に関する事項
 - ウ 警戒宣言が発せられた場合における避難誘導に関する事項
 - エ 警戒宣言が発せられた場合における施設及び設備の点検及び整備その他地震による被害の発生の防止又は軽減を図るための応急対策に関する事項
 - オ 大規模な地震に係る防災訓練の実施に関する事項
 - カ 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関する事項
- ⑱ 消火及び避難の訓練の実施回数に関する事項（当該消火及び避難の訓練を

実施する場合におけるその旨の消防機関への通報に関する事項を含む。)

(5) 統括防火管理者等の届出

法第8条の2の規定により、統括防火管理者の選任（解任）の届出、防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の届出がされていること。

(6) 防火・避難施設等

法第8条の2の4の規定により、廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設について、避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理されていること。

(7) 防災対象物品の使用

法第8条の3の規定により防災対象物品が使用されていること。また、当該防災対象物品に法第8条の3第2項、第3項及び第5項の規定に従って表示が付されていること。

(8) 圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出

法第9条の3に基づいて液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第1条の10第1項に規定するものを貯蔵し、又は取り扱っている場合（法第9条の3第1項ただし書きに規定する場合を除く。）には、その旨の届出がされていること。

(9) 火気使用設備・器具

法第9条に基づいて市町村条例で定められた火を使用する設備等の位置、構造及び管理、火を使用する器具等の取扱いその他火気の使用に関する制限等の基準に適合していること。

(10) 少量危険物・指定可燃物

- ① 法第9条の4に基づいて市町村条例で定められる規定（以下「市町村条例」という。）により、法第9条の4に規定する指定数量未満の危険物（以下「少量危険物」という。）及び指定可燃物が貯蔵し、取り扱われていること。
- ② 市町村条例で定められる規定により、少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備が設置及び管理されていること。
- ③ 市町村条例で定められる規定により、火災の危険要因を把握するとともに、保安に関する計画が作成され、火災予防上有効な措置が講じられていること。
- ④ ②の規定にかかわらず、基準の特例が適用されている少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所にあつては、引き続き、同条の規定の適用を認めた状況で設置及び管理されていること。

(11) (1)から(10)に掲げるもののほか、法又は法に基づく命令に規定する事項に関し市町村長が定める基準を満たしていること。

2 防災管理等

(1) 防災管理対象物の点検及び報告

法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項の規定による点検及び報告が行われていること。又は、法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項に規定する点検及び報告の特例の認定がされていること。

なお、その管理について権原が分かれている防火対象物については、各管理権原者が提出している届出の内容を確認すること。

(2) 防災管理者等の届出

規則第 51 条の 8 第 1 項の届出及び規則第 51 条の 9 において準用する第 3 条の 2 第 1 項の規定により、防災管理者選任（解任）の届出書、防災管理に係る消防計画の作成（変更）の届出がされていること。

(3) 防災管理に係る消防計画

防災管理に係る消防計画に基づき、次に掲げる事項が適切に行われていること。

- ① 自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項
- ② 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に関する事項
- ③ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項
- ④ 防災管理上必要な教育に関する事項
- ⑤ 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の実施に関する事項
- ⑥ 防災管理について関係機関との連絡に関する事項
- ⑦ ⑤に掲げる訓練の結果を踏まえた防災管理に係る消防計画の内容の検証及び当該検証の結果に基づく当該消防計画の見直しに関する事項
- ⑧ ①から⑦に掲げるもののほか、建築物その他の工作物における防災管理に関し必要な事項
- ⑨ 令第 45 条第 1 号に掲げる災害（以下この号において「地震」という。）による被害の軽減に関する事項として次に掲げる事項
 - ア 地震発生時における建築物その他の工作物及び建築物その他の工作物に存する者等の被害の想定及び当該想定される被害に対する対策に関する事項
 - イ 建築物その他の工作物についての地震による被害の軽減のための自主検査及び当該自主検査の結果に基づく措置に関する事項
 - ウ 地震による被害の軽減のために必要な設備及び資機材の点検並びに整備並びに当該点検の結果に基づく措置に関する事項
 - エ 地震発生時における家具、じゅう器その他の建築物その他の工作物に備え付けられた物品の落下、転倒及び移動の防止のための措置に関する事項
 - オ 地震発生時における通報連絡、避難誘導、救出、救護その他の地震による被害の軽減のための応急措置に係る事項
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における地震による被害の軽減に関し必要な事項
- ⑩ 令第 45 条第 2 号に掲げる災害による被害の軽減に関する事項として次に掲げる事項
 - ア 令第 45 条第 2 号に掲げる災害発生時における通報連絡及び避難誘導に関する事項
 - イ アに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における令第 45 条第 2 号に掲げる災害による被害の軽減に関し必要な事項
- ⑪ 防災管理上必要な業務の一部が建築物その他の工作物の関係者及び関係者

に雇用されている者（当該建築物その他の工作物で勤務している者に限る。）以外の者に委託されている建築物その他の工作物にあつては、防災管理上必要な業務の受託者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う防災管理上必要な業務の範囲及び方法に関する事項

- ⑫ その管理について権原が分かれている建築物その他の工作物にあつては、当該建築物その他の工作物の当該権原の範囲に関する事項
- ⑬ 避難訓練の実施回数に関する事項（当該訓練を実施する場合におけるその旨の消防機関への通報に関する事項を含む。）

(4) 統括防災管理者等の届出

法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 の規定により、統括防災管理者の選任（解任）の届出、建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画の届出がされていること。

3 消防用設備等

(1) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置及び維持等

消防用設備等又は特殊消防用設備等が、次に掲げるところにより、法第 17 条、第 17 条の 2 の 5 及び第 17 条の 3 並びにこれらに基づく命令の規定に従つて、設置されていなければならないものとする。

- ① 令第 10 条第 1 項及び第 3 項の規定により、消火器、簡易消火用具が設置されていること。
- ② 令第 11 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、屋内消火栓設備が設置されていること。
- ③ 令第 12 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定により、スプリンクラー設備が設置されていること。
- ④ 令第 13 条の規定により、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が設置されていること。
- ⑤ 令第 19 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、屋外消火栓設備が設置されていること。
- ⑥ 令第 20 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項の規定により、動力消防ポンプ設備が設置されていること。
- ⑦ 令第 21 条第 1 項及び第 3 項の規定により、自動火災報知設備が設置されていること。
- ⑧ 令第 21 条の 2 第 1 項の規定により、ガス漏れ火災警報設備が設置されていること。
- ⑨ 令第 22 条第 1 項の規定により、漏電火災警報器が設置されていること。
- ⑩ 令第 23 条第 1 項及び第 3 項の規定により、消防機関へ通報する火災報知設備が設置されていること。
- ⑪ 令第 24 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項の規定により、非常警報器具又は非常警報設備が設置されていること。
- ⑫ 令第 25 条第 1 項及び第 2 項第 1 号の規定により、避難器具が設置されていること。

- ⑬ 令第 26 条第 1 項及び第 3 項の規定により、誘導灯及び誘導標識が設置されていること。
 - ⑭ 令第 27 条第 1 項及び第 2 項の規定により、消防用水が設置されていること。
 - ⑮ 令第 28 条第 1 項及び第 3 項の規定により排煙設備が設置されていること。
 - ⑯ 令第 28 条の 2 第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定により、連結散水設備が設置されていること。
 - ⑰ 令第 29 条第 1 項の規定により、連結送水管が設置されていること。
 - ⑱ 令第 29 条の 2 第 1 項の規定により、非常コンセント設備が設置されていること。
 - ⑲ 令第 29 条の 3 第 1 項の規定により、無線通信補助設備が設置されていること。
 - ⑳ ①から⑲の規定にかかわらず、令第 29 条の 4 第 1 項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等にあつては、引き続き、同項に規定する通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると消防長又は消防署長が認めた状況で設置されていること。
 - ㉑ ①から⑳の規定にかかわらず、現に令第 32 条の規定が適用されている消防用設備等にあつては、引き続き、同条の規定の適用を消防長又は消防署長が認めた状況で設置されていること。
 - ㉒ ①から㉑の規定にかかわらず、法第 17 条第 3 項に規定する特殊消防用設備等にあつては、同項に規定する設備等設置維持計画に従って設置されていること。
 - ㉓ ①から㉒の規定にかかわらず、法第 17 条の 2 の 5 第 1 項の規定が適用される消防用設備等にあつては、当該消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する従前の規定により、設置されていること。
 - ㉔ ㉓に掲げるもののほか、法第 17 条の 3 第 1 項の規定が適用される消防用設備等にあつては、用途が変更される前の防火対象物における消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する規定により、設置されていること。
 - ㉕ 法第 17 条の 3 の 2 の規定により、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出を行い、消防機関の検査を受けていること。
- (2) 消防用設備等の点検報告
法第 17 条の 3 の 3 の規定により、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告がされていること。

4 危険物施設等

- (1) 法第 10 条第 3 項の規定により、危険物が貯蔵され、又は取り扱われていること。
- (2) 法第 10 条第 4 項の規定により、製造所等の位置、構造及び設備が設置されていること。
- (3) 法第 11 条第 1 項の規定により、許可を受けていること。
- (4) 法第 11 条第 5 項の規定により、完成検査を受けていること。
- (5) 法第 11 条第 6 項の規定により、譲渡又は引渡の届出がされていること。
- (6) 法第 11 条の 4 第 1 項の規定により、危険物の品名、数量又は指定数量の倍数

変更の届出がされていること。

- (7) 法第 12 条の規定により、製造所等の位置、構造及び設備が維持されていること。
- (8) 法第 12 条の 7 第 2 項の規定により、危険物保安統括管理者の届出がされていること。
- (9) 法第 13 条第 2 項の規定により、危険物保安監督者の届出がされていること。
- (10) 法第 13 条第 3 項の規定により、危険物取扱者以外の者により危険物の取扱いが行われていないこと（甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者の立会いのある場合を除く。）。
- (11) 法第 13 条の 23 の規定により、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者が保安講習を受講していること。
- (12) 法第 14 条の規定により、危険物施設保安員が定められ、保安のための適切な業務が行われていること。
- (13) 法第 14 条の 2 の規定により、予防規程の認可を受け、当該予防規程に定められた事項が適切に守られていること。
- (14) 法第 14 条の 3 の 2 の規定により、定期点検が行われ、その記録が作成され、及び保存されていること。
- (15) 法第 14 条の 4 の規定により、自衛消防組織が設置されていること。
- (16) (2) の規定にかかわらず、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号。）第 23 条の規定が適用されている製造所等にあつては、引き続き、同条の規定の適用を認めた状況で設置及び維持されていること。

5 建築構造等

(1) 定期調査報告

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「建基法」という。）第 12 条の規定に基づく定期報告が行われていること。

(2) 建築構造等

次に掲げる事項が、現行の建築基準法令に適合（既存不適格として扱っているものは除く。）していること。

① 建築構造

主要構造部の構造不適がないこと。（建基法第 21 条、第 27 条、第 35 条）

② 防火区画

堅穴区画が設けられ、当該壁、床及び防火戸の構造が適正で、かつ、破損等がないこと。（建築基準法施行令（昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号。以下「建基令」という。）第 112 条第 9 項、第 10 項、第 11 項、第 14 項（避難経路にあたらぬ昇降機の昇降路は、昭和 56 年建設省告示第 1111 号に示す仕様に適合していること。））

③ 階段

必要な数の直通階段、避難階段及び特別避難階段が設置され、その構造が適正であること。（建基令第 120 条、第 121 条、第 121 条の 2、第 122 条、第 123 条）

(3) 避難施設等

次に掲げる事項が、現行の建築基準法令に適合（既存不適格として扱っているものを含む。）していること。

- ① 屋根 建基法第 22 条、第 63 条関係
- ② 外壁 建基法第 23 条～第 25 条、建基法第 64 条関係
- ③ 非常用エレベーター（建基令第 129 条の 13 の 3）、建基法第 34 条第 2 項関係
- ④ 排煙設備（建基令第 126 条の 2、126 条の 3）、建基法第 35 条関係
- ⑤ 防煙壁（建基令第 126 条の 3）、建基法第 35 条関係
- ⑥ 非常用の照明装置（建基令第 126 条の 4、令第 126 条の 5）建基法第 35 条関係
- ⑦ 非常用の進入口等（建基令第 126 条の 6、126 条の 7）建基法第 35 条関係
- ⑧ 壁（建基法第 35 条の 2、建基令第 112 条、第 114 条、107 条、107 条の 2、108 条の 3、128 条の 3 の 2、128 条の 4、129 条の 2 の 5、114 条、115 条の 2 の 2）
- ⑨ 天井（建基法第 35 条の 2、令第 112 条、128 条の 3 の 2～第 129 条）
- ⑩ 床（建基法第 36 条、建基令第 112 条、115 条の 2 の 2、129 条の 2 の 5）
- ⑪ 特定防火設備及び防火設備（建基法第 36 条、建基令第 112 条（(2)に掲げるものを除く。）、115 条の 2 の 2、129 条の 2 の 5）
- ⑫ 避難施設
（通路（建基令第 120 条、121 条）、廊下（建基令第 119 条）、出入口（建基令第 118 条、124 条、125 条、125 条の 2）、屋上広場（建基令第 126 条）、避難上有効なバルコニー（建基令第 121 条）、建基法第 36 条
- ⑬ 敷地内の通路（建基令第 127 条、128 条、128 条の 2）建基法第 36 条

表示マーク交付（更新）申請書

| | | | | |
|---|--|----------------|--|----------------|
| 年 月 日 | | | | |
| 北上地区消防組合消防本部 消防長 様 | | | | |
| 申請者 住所 _____ 氏名 _____ (印) 電話番号 _____ | | | | |
| 下記のとおり「防火基準適合表示要綱」に基づき、表示マーク（ <input type="checkbox"/> 金・ <input type="checkbox"/> 銀）の交付（更新）を受けたいので申請します。 <p style="text-align: center;">記</p> | | | | |
| 防火対象物 | 所在地 | | | |
| | 名称 | | | |
| | 用途 | | | ※令別表第一（ ）項 |
| | 収容人員 | 管理権原 | <input type="checkbox"/> 単一権原・ <input type="checkbox"/> 複数権原 | |
| | 構造・規模 | 造 地上 階 地下 階 | | |
| 床面積 | | m ² | 延べ面積 | m ² |
| 交付年月日 | | 年 月 日 | 交付番号 | |
| 添付書類 | <input type="checkbox"/> 防火(防災管理)対象物定期点検報告書（写） <input type="checkbox"/> 防火(防災管理)対象物定期点検の特例認定通知書（写） <input type="checkbox"/> 消防用設備等点検結果報告書（写） <input type="checkbox"/> 定期調査報告書（写） <input type="checkbox"/> 製造所等定期点検記録（写） <input type="checkbox"/> その他消防本部等が必要と認める書類（ ） | | | |
| 特記事項 | | | | |
| ※ 受付欄 | | | ※ 経過欄 | |
| | | | | |

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ※の欄は、記入しないこと。
 - 3 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

表示基準適合通知書

| | | | |
|---|-----|-----------------------------|------|
| 第 号 年 月 日 | | | |
| 様 北上地区消防組合消防本部 消防長 | | | |
| 年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物については、「防火基準適合表示要綱」による審査の結果、当該要綱に定める基準に適合しているので、表示マーク（ <input type="checkbox"/> 金・ <input type="checkbox"/> 銀）を交付（更新）する。 | | | |
| 記 | | | |
| 防火対象物 | 所在地 | | |
| | 名 称 | | |
| | 用 途 | | |
| 交付年月日 | | 年 月 日 | 交付番号 |
| 表示有効期間 | | 年 月 日～ 年 月 日 | |
| 特記事項 | | | |

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 印のある欄については、該当の印にレを付けること。

表示基準不適合通知書

| | | |
|--|-----|--|
| 第 号 年 月 日 | | |
| 様 | | |
| 北上地区消防組合消防本部 消防長 | | |
| <p>年 月 日付で申請のあった下記の防火対象物については、「防火基準適合表示要綱」による審査の結果、当該要綱に定める基準に不適合であったので通知する。</p> | | |
| 記 | | |
| 防火対象物 | 所在地 | |
| | 名 称 | |
| | 用 途 | |
| 不適合理由 | | |
| 特記事項 | | |

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

表示マーク受領書

| |
|--|
| 年 月 日 |
| 北上地区消防組合消防本部 消防長 様 |
| 受領者 住所 _____ 氏名 _____ (印) |
| 表示マーク (<input type="checkbox"/> 金・ <input type="checkbox"/> 銀) を受領しましたので、今後、下記の事項を遵守いたします。 |
| 記 |

| | | | | |
|------------|-------|------|------------|--|
| 防火対象物 | 所在地 | | | |
| | 名 称 | | | |
| | 用 途 | | ※令別表第一()項 | |
| 表示マーク交付年月日 | 年 月 日 | 交付番号 | | |

<表示マーク交付に伴う遵守事項>

- 1 表示マークは見やすい場所に掲出するものとし、可能な場合はホームページ等へ掲載を行うこと。
 なお、ホームページ等への掲載に際しては、消防長から配付された表示マークの電子データを必ず原データとして使用すること。
- 2 表示マークは貸与するものであり、破損等のないよう取扱いに注意すること。
- 3 表示有効期間中であっても次の各号のいずれかに該当する場合は、表示マークを返還するものとし、また、ホームページ等に表示マークを使用している場合はその使用をとりやめること。
 - (1) 防火対象物において表示基準に適合しないことが明らかとなった場合
 - (2) 防火対象物において火災が発生し、表示基準への適合性の調査の結果、不適合であることが確認された場合
 - (3) ホームページ等への表示マークの使用に際して、消防長から配付された表示マークの電子データを無断で転用した場合

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 ※印の欄は、記入しないこと。
 - 3 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

表示マーク返還請求書

| | | | | |
|---|--------------|------|------------|--|
| 様 | 第 号 年 月 日 | | | |
| 北上地区消防組合消防本部 消防長 | | | | |
| 年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物については、「防火 基準適合表示要綱」に定める表示マークの返還事由に該当し、表示マークを掲 出することが不相当と認められることから、速やかに貸与した表示マークを返 還するとともに、ホームページ等による使用をとりやめるよう請求します。 | | | | |
| 記 | | | | |
| 防火対象物 | 所在地 | | | |
| | 名 称 | | | |
| | 用 途 | | ※令別表第一()項 | |
| 表示マーク交付年月日 | 年 月 日 | 交付番号 | | |
| 返還事由 <input type="checkbox"/> 防火対象物において表示基準に適合しないことが明らかとなった場合 <input type="checkbox"/> 防火対象物において火災が発生し、表示基準への適合性の調査の結果、不適合 であることが確認された場合 <input type="checkbox"/> ホームページ等への表示マークの使用に際して、消防長から配付された表示マ ークの電子データを無断で転用した場合 | | | | |

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

表示制度対象外施設申請書

| | | |
|---|--|---|
| 年 月 日 | | |
| 北上地区消防組合消防本部 消防長 様 | | |
| 申請者 住所 _____ 氏名 _____ (印) 電話番号 _____ | | |
| 下記のとおり表示制度対象外施設通知書の交付を受けたいので申請します。 | | |
| 記 | | |
| 防 火 対 象 物 | 所在地 | |
| | 名 称 | |
| | 用 途 | ※令別表第一 () 項 |
| | 構造・規模 | 造 地上 階 地下 階 床面積 m ² 延べ面積 m ² |
| 添 付 書 類 | <input type="checkbox"/> 防火(防災管理)対象物定期点検報告書 (写) <input type="checkbox"/> 防火(防災管理)対象物定期点検の特例認定通知書 (写) <input type="checkbox"/> 消防用設備等点検結果報告書 (写) <input type="checkbox"/> 定期調査報告書(写) <input type="checkbox"/> 製造所等定期点検記録(写) <input type="checkbox"/> その他消防本部等が必要と認める書類 () | |
| ※ 受 付 欄 | | ※ 経 過 欄 |
| | | |

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 ※の欄は、記入しないこと。
 - 3 表示基準に適合していることを証明するために、必要と認められる資料を添付すること。
 - 4 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

表示制度対象外施設通知書

| | | | |
|--|-------|---------------------|------------|
| | | 第 号 | |
| | | 年 月 日 | |
| 様 | | 北上地区消防組合消防本部 消防長 | |
| 年 月 日付で申請のあった下記の防火対象物については、「防火基準適合表示要綱」に基づく表示制度の対象外施設であることが確認されたので通知します。 | | | |
| 記 | | | |
| 防火対象物 | 所在地 | | |
| | 名称 | | |
| | 用途 | | ※令別表第一()項 |
| | 構造・規模 | 造 地上 階 地下 階 | |
| 床面積 m ² 延べ面積 m ² | | | |
| 特記事項 | | | |
| ※ 受付 欄 | | ※ 経過 欄 | |
| | | | |

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※の欄は、記入しないこと。
3 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。



表示マーク（金）



表示マーク（銀）

備考

- 1 様式の大きさは、日本工業規格 B 4 とする。
- 2 色彩は、地を紺色、その他のもの（消防本部名を除く。）にあっては、それぞれ金色・銀色とする。